



厚生労働省北海道労働局発表
令和3年8月5日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 横溝 朱実
室長補佐 龍瀧 良之
電話:011-709-2311 (内 3531)

北海道地方最低賃金審議会が答申

「北海道最低賃金は、28円アップで時間額889円に」

北海道地方最低賃金審議会（会長 ^{かめのじゅん} 亀野 淳）は、北海道最低賃金（時間額861円）を28円引き上げて889円に改正決定することが適当であると、8月5日、北海道労働局長（^{うえだくにのお} 上田国土）に答申しました。

答申の要旨

- ① 北海道最低賃金を1時間889円（28円引き上げ）に改定する。
- ② 改定額の効力発生は法定発効（効力発生予定日は令和3年10月1日）とする。
- ③ 新型コロナウイルスによる経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況の中で、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることに特段の配慮をすることが重要。
- ④ 北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組んでいただくとともに、生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援策、特に業務改善助成金については、申請件数を上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

<答申までの審議経過>

令和3年6月30日、北海道労働局長は北海道地方最低賃金審議会に対して北海道最低賃金の改正決定に係る調査審議を求め諮問しました。

同審議会においてはこれを受けて、7月19日に示された中央最低賃金審議会の「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を参考とし、北海道における賃金実態調査結果及び新型コロナウイルス感染症の影響による本道の経済状況、雇用動向等を踏まえ、慎重に審議が重ねられ結論が得られたものです。

<北海道最低賃金の推移>

年 度	最低賃金額 時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成21年度	678	11	1.65
平成22年度	691	13	1.92
平成23年度	705	14	2.03
平成24年度	719	14	1.99
平成25年度	734	15	2.09
平成26年度	748	14	1.91
平成27年度	764	16	2.14
平成28年度	786	22	2.88
平成29年度	810	24	3.05
平成30年度	835	25	3.09
令和元年度	861	26	3.11
令和2年度	861	—	—
令和3年度	889	28	3.25

<添付書類>

- 1 北海道地方最低賃金審議会の答申文 (写)
- 2 北海道地方最低賃金審議会委員名簿
- 3 中央最低賃金審議会の答申文 (写)

写

令和3年8月5日

北海道労働局長
上田 国土 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月30日付け北労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので下記のとおり答申する。

記

- 1 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
労働者側の主張は、昨年、北海道最低賃金の引上げ額は0円であったことなどから、本年は大幅な最低賃金の引き上げが必要であるというものであった。
使用者側の主張は、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が回復していない業界に配慮して、最低賃金の引き上げを据え置くというものであった。
- 2 このため、別添「令和3年度北海道最低賃金額改定の引上げ額に関する公益委員見解」を示し、採決する方法により別紙1のと通りの結論に達したものである。
また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙2のとおり、引き続き乖離が生じていないことが確認された。
- 3 当審議会においては、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むとともに、生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援策、特に業務改善助成金については、申請件数を上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。
また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを併せて要望する。
- 4 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、以下の点に係る各側委員の共通理解の下で審議を行ったところである。
① 持続可能な開発目標(SDGs)の「働きがいも経済成長も」(SDGs 8)を図ると

ともに、最低賃金の引上げに資するよう、中小企業・小規模事業者の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であること。

② 経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針を堅持すること。

③ 新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・暮らしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況下において、最低賃金は経済を支え、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることについて特段の配慮をすること。

④ 非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていること。

5 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うこととする。

6 労使各側代表委員から、次のとおり意見があった。

① 労働者代表委員から、次年度の金額審議において、より一層の地域間格差の是正に向けた議論を強く要望する。

② 使用者代表委員から、国はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業・小規模事業者の「事業の存続」と「雇用の維持」を支えてきたが、こうした中で、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引き上げることは一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことになりかねないことを強く懸念する。

別紙 1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 889円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 861円
- (3) 発効日 令和元年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（105,309円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$861 \text{円（北海道最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 122,257 \text{円}$

令和3年度北海道最低賃金額改定の引上げ額に関する公益委員見解

1 令和3年度北海道最低賃金額改定の引上げ額は28円とする。

2 公益委員見解を示すに至った経緯について

北海道の経済、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある。雇用・所得情勢は、労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きがみられている。また、北海道内の雇用情勢は、求職者が引き続き増加しており、弱さがみられる。有効求人倍率は0.93倍（令和3年5月）と、前年同月と同水準であった。

このような状況下にあつて、北海道地方最低賃金審議会においては、これまでの審議の経緯を踏まえつつ、道内の雇用経済情勢を考慮するとともに、地域別最低賃金額改定の目安答申をも参考とし、労使が十分に議論して決定すべく、地域別最低賃金の改定審議を行ってきたところであるが、労使各側の意見の一致をみるには至らなかった。

このため、公益委員見解を示すに至ったものである。

3 北海道最低賃金の引上げ額について

今般、北海道最低賃金の引上げ額について、公益委員見解を示すに当たり、

① 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、「より早期に全国加重平均1000円を目指す」とする方針が示されていること、

② 中央最低賃金審議会の目安答申では、地域間格差の是正という観点からも、引上げ額の目安は28円とされており全国加重平均で902円から930円とする目安が示されたこと、

③ 昨年度の北海道地方最低賃金審議会において、「来年度の審議においては、感染症や消費増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行う。」こととしたこと、

④ 非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていること、

⑤ 昨年度の北海道最低賃金については、コロナ禍の影響がはっきりとしないことなどから引上げ額を0円としたこと。しかし、北海道の経済指標の中には改善がみられるものもあり、本年度はワクチン接種が進んでいること

等を総合的に勘案し、検討を行い、令和3年度の北海道最低賃金の引上げ額は28円とする。

4 中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備について

中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備については、次の施策が北海道労働局で講じられている。

- ① 雇用調整助成金については、最低賃金の引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援するために、本年10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給されることとなり、業務改善助成金については、令和3年8月1日から、特例的な要件緩和・拡充がなされている。
- ② 本年4月1日から、北海道働き方改革推進支援センターは、北海道（14（総合）振興局及び本庁経済部）に設置された働き方改革関連特別相談窓口と連携して道内の中小企業へのきめ細かな相談に応じる体制等を整備したほか、道内の商工会議所及び商工会と連携して、道内の中小企業向けにセミナーの開催や出張相談を実施している。
- ③ 下請取引の適正化を図るため、11月に「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を実施し、集中的に周知・広報を実施するとともに、下請かけこみ寺を案内するなど、北海道経済産業局とも連携してその取組を行っている。

これらの道内の中小企業に対する各種支援策については、より一層その利用及び活用が図られるため周知・啓発を行うよう北海道労働局に要請するものである。

北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第49期)

令和3年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表委員	岩波和枝	特定社会保険労務士
	◎ 亀野淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	菅野淑子	北海道教育大学 教授
	○ 國武英生	小樽商科大学 教授
	西村卓也	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	大磯扶三彦	U Aゼンセン北海道支部 次長
	金子ユリ	情報産業労働組合連合会北海道協議会 事務局次長
	齋藤勉	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	布施政彦	日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道・東北ブロック局長
	やま田新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	桑原崇	北海道経済連合会 労働政策局長
	つかのめ 目 誠	北海道中小企業団体中央会 事務局長
	ふじ藤原真由美	日糧製パン株式会社 総務本部人事労務部長
	もり守山泰史	北海道商工会議所連合会 事務局長
	横島義人	北海道商工会連合会 事務局長

(注1) 公・労・使委員は五十音順

(注2) ◎は会長、○は会長代理

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 GDP は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙 1 と同じ）